

第6回西高地域1市2町合併協議会次第

日時 平成15年7月24日(木)午後2時～

場所 香々地町役場 第1号会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

議案第22号 平成15年度西高地域1市2町合併協議会補正予算(第1号)について

議案第23号(合併協定項目6)議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議案第24号(合併協定項目12)特別職等の職員の身分の取扱いについて

議案第25号(合併協定項目16-1)使用料、手数料等の取扱いについて(手数料)

議案第26号(合併協定項目21)慣行の取扱いについて

議案第27号(合併協定項目27-3)情報公開業務の取扱いについて

議案第17号(合併協定項目4)新市の事務所の位置について(一部継続協議)

4 次回協議会について

5 閉会

第 6 回西高地域 1 市 2 町合併協議会

【議案】

西高地域 1 市 2 町合併協議会

議案第 2 2 号

平成 1 5 年度西高地域 1 市 2 町合併協議会補正予算（第 1 号）について

平成 1 5 年度西高地域 1 市 2 町合併協議会補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

平成 1 5 年 7 月 2 4 日提出

西高地域 1 市 2 町合併協議会
会長 永 松 博 文

平成 1 5 年度西高地域 1 市 2 町合併協議会補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6,670千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,940千円とする。

2 歳入歳出予算の項目の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第1号)

(歳入) (単位:千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
市町負担金	14,615	5,650	20,265
繰越金	5,654	1,020	6,674
歳入合計	25,270	6,670	31,940

(歳出) (単位:千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	3,705	5,650	8,935
予備費	146	1,020	1,166
歳出合計	25,270	6,670	31,940

議案第 2 3 号（合併協定項目第 6 号）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いを次のとおり定めることについて、協議決定を求める。

平成 1 5 年 7 月 2 4 日提出

西高地域 1 市 2 町合併協議会
会長 永 松 博 文

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 1 市 2 町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2 在任特例適用後の議会議員の定数は、 人とする。

【議会・選挙・監査部会】

協議項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱いについて		
協議会への提案内容	<p>1 1市2町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。</p> <p>2 在任特例適用後の議会議員の定数は、 人とする。</p>		
合併協定項目の説明	<p>新設合併の場合、合併前の市町村の議員は身分を失うのが原則です。しかし、合併前の住民の意見を合併後の行政に反映させ、新市建設計画の実施を基礎とした新市の均衡ある振興整備を図る等の趣旨から、<u>合併後の一定期間に限り</u>、住民の代表である議会の議員の定数や在任に関する特例措置があります。</p> <p>このため、任意合併協議会においては、「各市町議会の意見を聴取し、法定協議会で正式合意を目指す。また、附帯意見として在任特例を適用する。」という小委員会の答申を受け、協議が整っており、今回「在任特例を適用する」ことで提案します。</p> <p>また、地方自治法が改正（平成15年1月1日施行）され、<u>合併後、最初の選挙の定数を合併関係市町村の協議により、あらかじめ定める必要がある</u>ので、あわせて提案するものです。</p>		
現 況			
項 目	豊後高田市	真玉町	香々地町
現在の議会議員の定数及び任期	<p>(1) 定数 18人（法定定数の上限 26人）</p> <p>(2) 任期 平成19年4月29日</p>	<p>(1) 定数 12人（法定定数の上限 14人）</p> <p>(2) 任期 平成19年4月29日</p>	<p>(1) 定数 12人（法定定数の上限 14人）</p> <p>(2) 任期 平成19年4月29日</p>

参 考 事 項			
項 目	在任特例制度を適用する場合	定数特例制度を適用する場合	地方自治法及び公職選挙法の原則
1 新市の議会議員の身分	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き在任できる。（合併特例法第7条第1項第1号）	合併関係市町村の廃止と同時に、失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に、失職する。

【議会・選挙・監査部会】

参 考 事 項 (つづき)			
項 目	在任特例制度を適用する場合	定数特例制度を適用する場合	地方自治法及び公職選挙法の原則
2 新市の議会議員の定数	合併時の在任者の数 「42人以内」	協議により定める数 「27人以上～42人未満」 新市の議会の設置選挙に限り、地方自治法第91条第1項の規定により、法定定数(26人)の2倍以内で定めることができるが、 <u>1市2町議会の総定数は42人であり、これを超えることは合理性を欠くこととなる。</u> 最近の先進地事例では、 <u>法定定数に合併関係市町村の数につき、1人又は0.5人程度を加算している例が多い。</u>	協議により定める数 「26人以内」 地方自治法第91条第1項に規定する定数(26人)以内とする。 (地方自治法第91条第1項、第7項) 人口5万未満の市 法定数は26人以内 1市2町の人口 26,206人
3 新市の議会議員の任期	合併後2年以内 「最長期間 平成19年3月30日まで」 (合併特例法第7条第1項第1号)	設置の日から4年 (地方自治法第93条第1項) (公職選挙法第258条)	設置の日から4年 (地方自治法第93条第1項) (公職選挙法第258条)
4 一般選挙(設置選挙)	なし	合併の日から50日以内に行う。 (公職選挙法第33条第3項、第117条)	合併の日から50日以内に行う。 (公職選挙法第33条第3項、第117条)
5 補欠選挙	なし 法定定数(26人)の6分の1を超える欠員があった場合(在任数21人以下)、補欠選挙事由が生じるが、通常ないと考えられる。	有り (公職選挙法第34条) (合併特例法第6条第1項)	有り (公職選挙法第34条)
留 意 事 項			
在任特例制度を適用した場合	合併の日から最長2年間は、経費削減ができない。 新たな議事堂の整備又は改修が必要となる。		
定数特例制度を適用した場合	関係市町村の協議により定める定数の数が問題となる。 新たな議事堂の整備又は改修が必要となる。		
地方自治法及び公職選挙法の原則を適用した場合	在任特例や定数特例と比較した場合、定数削減による経費削減効果が大きい。 新たな議事堂の整備が不要である(関係市町のうち既存施設を利用した場合)。 新市の定数は、関係市町の議員の総和に比べ大幅に減少する。		

【議会・選挙・監査部会】

先進地事例

在任特例制度を適用の市町村						
	任期の区分	合併市町村（人口10万未満）	在任特例の期間	人口（H12国調）	合併（予定）期日	
在任特例の任期 合併後、最初の選挙までの 任期	1年未満 （3件）	兵庫県 養父市	7月	30,110人	平成16年3月31日	
		広島県 安芸高田市	9月	34,439人	平成16年3月1日	
		新潟県 阿賀野市	7月	48,456人	平成16年4月1日	
	1年～1年6月 （5件）	岐阜県 山県市	1年1月	30,951人	平成15年4月1日	
		石川県 かほく市	1年2月	35,384人	平成16年3月1日	
		兵庫県 篠山市	1年1月	46,557人	平成11年4月1日	
		岐阜県 瑞穂市	1年	46,571人	平成15年5月1日	
		香川県 さぬき市	1年2月	57,007人	平成14年4月1日	
	1年7月以上 （5件）	長崎県 五島市	1年9月	48,533人	平成16年8月1日	
		長野県 千曲市	1年8月	64,549人	平成15年9月1日	
		山梨県 南アルプス市	1年11月	71,377人	平成15年4月1日	
		福岡県 宗像市	1年7月	92,560人	平成15年4月1日	
		愛媛県 四国中央市	1年11月	94,326人	平成16年4月1日	
		定数の区分	合併市町村（人口5万未満）	定数	人口（H12国調）	合併（予定）期日
	在任特例適用後の定数	20人未満	石川県 かほく市	18	35,384人	平成16年3月1日
兵庫県 養父市			22	30,110人	平成16年3月31日	
20人～25人 （4件）		岐阜県 山県市	22	30,951人	平成15年4月1日	
		広島県 安芸高田市	22	34,439人	平成16年3月1日	
		岐阜県 瑞穂市	20	46,571人	平成15年5月1日	
		兵庫県 篠山市	26	46,557人	平成11年4月1日	
26人 法定定数の上限 （3件）		新潟県 阿賀野市	26	48,456人	平成16年4月1日	
		長崎県 五島市	26	48,533人	平成16年8月1日	

定数特例制度を適用の市町村					
	設置選挙の増員数	合併市町村	特例定数（2回目以降）	人口（H12国調）	合併（予定）期日
特例定数（設置選挙時の定数）及び2回目以降の選挙の定数	1町村につき0.5人	岐阜県 郡上市（7町村が合併）	30（26）	49,377人	平成16年3月1日
	1町村につき1.0人	愛媛県 西予市（5町村が合併）	31（新市で決定）	47,217人	平成16年3月31日
	1市町村につき1.0人	広島県 三次市（8市町村が合併）	38（26）	60,774人	平成16年4月1日

関 係 法 令

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

公職選挙法（昭和25年法律第100号）（抄）

（市町村議会の議員の定数）

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

第33条 （省略）

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

2（省略）

(1)～(4)（省略）

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

(5) 人口5万未満の市 26人

（設置選挙）

(6) 人口5万以上10万未満の市 30人

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

(7)～(11)（省略）

（地方公共団体の議会の議員の任期の起算）

3（省略）

4 第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

第258条 地方公共団体の議会の議員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る一般選挙が地方公共団体の議会の議員の任期満了の前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなったときは議員がすべてなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

5～6（省略）

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

関 係 法 令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（抄）

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

2（省略）

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

（以下略）

議案第24号（合併協定項目第12号）

特別職等の職員の身分の取扱いについて

特別職等の職員の身分の取扱いを次のとおり定めることについて、協議決定を求める。

平成15年7月24日提出

西高地域1市2町合併協議会
会長 永松博文

特別職等の職員の身分の取扱いについて

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の身分については、法令の定めるところによる。給料は、現行の額及び同規模自治体の例をもとに調整する。
- 2 議会議員の報酬は、現行の報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。
- 3 行政委員会の委員の数・任期等については、各法令の定めるところによる。報酬は、現行の報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。
- 4 審議会等の附属機関については、新市において引き続き必要のあるものは、新市において新たに設置する。報酬は、現行の制度をもとに調整する。
- 5 その他の特別職については、新市において引き続き必要のあるものは、新市において新たに設置する。報酬は、それぞれの勤務体系に応じ現行の報酬額をもとに調整する。
- 6 新市の市長職務執行者については、1市2町の長が別に協議して定める。

協 議 項 目	1 2 特別職等の職員の身分の取扱いについて			
協議会への提案内容	<p>1 市長、助役、収入役及び教育長の身分については、法令の定めるところによる。給料は、現行の額及び同規模自治体の例をもとに調整する。</p> <p>2 議会議員報酬は、現行の報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。</p> <p>3 行政委員会の委員の数・任期等については、各法令の定めるところによる。報酬は、現行の報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。</p> <p>4 審議会等の附属機関については、新市において引き続き必要のあるものは、新市において新たに設置する。報酬は、現行の制度をもとに調整する。</p> <p>5 その他の特別職については、新市において引き続き必要のあるものは、新市において新たに設置する。報酬は、それぞれの勤務体系に応じ現行の報酬額をもとに調整する。</p> <p>6 新市の市長職務執行者については、1市2町の長が別に協議して定める。</p>			
合併協定項目の説明	<p>新設合併をする市町村においては、合併関係市町村のすべての市町村長、助役、収入役、教育長及び各種審議会委員等の特別職の委員は、身分を失い、新市で新たに選挙又は選任されることとなります。</p> <p>議会議員、農業委員会委員及び一般職の職員のような特例措置はありません。</p> <p>また、新市の市長が選出されるまでの間の市長職務執行者を、合併関係市町村の首長の中から選定する必要があります（地方自治法施行令第1条の2）。</p> <p>議会議員、農業委員会の委員の定数及び任期、消防団の取扱いについては、別の協定項目で協議します。</p>			
項 目	現 況			具体的な調整内容
	豊後高田市	真 玉 町	香 々 地 町	
1 常勤の特別職（市・町長、助役、収入役及び教育長）	三役等の任期は4年、給料月額等は条例で定めている。平成9年の特別職報酬等審議会の答申を受け、給料改定が行われている。	三役等の任期は4年、給料月額等は条例で定めている。平成10年の西国東郡特別職報酬等審議会の答申を受け、給料改定が行われている。	三役等の任期は4年、給料月額等は条例で定めている。平成10年の西国東郡特別職報酬等審議会の答申を受け、給料改定が行われている。	市長、助役、収入役及び教育長の身分については、法令の定めるところによる。給料は、現行の額及び同規模自治体の例をもとに調整する。

【総務部会】

項 目	現 況			具体的な調整内容
	豊後高田市	真 玉 町	香 々 地 町	
2 議会議員	報酬額は条例で規定している。平成9年の特別職報酬等審議会の答申を受け、給料改定が行われている。	報酬額は条例で規定している。平成10年の西国東郡特別職報酬等審議会の答申を受け、報酬改定が行われている。	報酬額は条例で規定している。平成10年の西国東郡特別職報酬等審議会の答申を受け、報酬改定が行われている。	議会議員の報酬は、現行の報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。
3 行政委員会の委員	選任について議会の同意を必要とする特別職の職員については、法令で定める任期とし、報酬額は条例で規定している。	選任について議会の同意を必要とする特別職の職員については、法令で定める任期とし、報酬額は条例で規定している。	選任について議会の同意を必要とする特別職の職員については、法令で定める任期とし、報酬額は条例で規定している。	行政委員会の委員の数・任期等については、各法令の定めるところによる。報酬は、現行の報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。
4 審議会等の附属機関の委員	審議会等の附属機関については、設置及び報酬額等について条例で定めている。	審議会等の附属機関については、設置及び報酬額等について条例で定めている。	審議会等の附属機関については、設置及び報酬額等について条例で定めている。	審議会等の附属機関については、新市において引き続き必要のあるものは、新市において新たに設置する。報酬は、現行の制度をもとに調整する。
5 その他の特別職	その他の特別職については、必要に応じ設置し、報酬額については条例で定めている。	その他の特別職については、必要に応じ設置し、報酬額については条例で定めている。	その他の特別職については、必要に応じ設置し、報酬額については条例で定めている。	その他の特別職については、新市において引き続き必要のあるものは、新市において新たに設置する。報酬は、それぞれの勤務体系に応じ現行の報酬額をもとに調整する。
6 新市の市長職務執行者	市長は合併の日の前日に失職するため、不在となる。	町長は合併の日の前日に失職するため、不在となる。	町長は合併の日の前日に失職するため、不在となる。	新市の市長職務執行者については、1市2町の長が別に協議して定める。

議案第25号（合併協定項目第16号）

使用料、手数料等の取扱いについて（手数料）

手数料の取扱いを次のとおり定めることについて、協議決定を求める。

平成15年7月24日提出

西高地域1市2町合併協議会
会長 永松博文

使用料、手数料等の取扱いについて（手数料）

手数料の取扱いについては、現行の額に基づき統一する。

【住民・福祉部会】

協議項目		16 - 使用料、手数料等の取扱いについて(手数料)			
協議会への提案内容		手数料の取扱いについては、現行の額に基づき統一する。			
合併協定項目の説明		<p>使用料・手数料等の取扱いについては、住民生活に密接に関係したものであるため、市町村合併を行う場合には十分検討し、制度の効率的な運用と円滑な統一について調整することが必要です。</p> <p>各種諸証明等の手数料については、ほとんどの項目が1市2町とも同額のため、現行の額に基づき統一するものです。</p> <p>なお、公の施設の使用料、上下水道使用料や保育料などの施策制度に関わるものは、別途協議します。</p>			
項 目		現 況			具体的な調整内容
		豊後高田市	真玉町	香々地町	
戸籍	戸籍の謄抄本	450円	450円	450円	450円
	除籍の謄抄本	750円	750円	750円	750円
	戸籍に記載した事項に関する証明	350円	350円	350円	350円
	除籍に記載した事項に関する証明	450円	450円	450円	450円
	届出・申請の受理又は届書等の記載事項証明	350円	350円	350円	350円
	上質紙を用いた婚姻・離婚等の届出受理証明	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円
	届書その他書類の閲覧	350円	350円	350円	350円
住民基本台帳	住民票及び戸籍の附票の写し	300円	300円	300円	300円
	身分・身元に関する証明	300円	300円	300円	300円
	外国人登録に関する証明	300円	300円	300円	300円
	住民基本台帳の閲覧	300円	300円	300円	300円
印鑑	印鑑に関する証明	300円	300円	300円	300円
	印鑑登録証の再交付	400円	300円	500円	400円
税関係	所得・課税に関する証明	300円	300円	300円	300円
	租税公課及び納税に関する証明	300円	300円	300円	300円
	住宅用家屋証明	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円

【住民・福祉部会】

項	目	現 況			具体的な調整内容
		豊後高田市	真玉町	香々地町	
その他窓口関係	その他の証明	300円	300円	300円	300円
	公簿・公文書及び図面閲覧	300円	300円	300円	300円
	臨時運行許可書	750円	-	-	750円
	鳥獣飼養許可書又は再交付	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円
	米穀小売業登録	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
	米穀小売業変更登録	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
狂犬病予防等	犬の登録	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	犬の鑑札再交付	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
	狂犬病予防注射済票	550円	550円	550円	550円
	狂犬病予防注射済票の再交付	340円	340円	350円	350円
船員	船員手帳交付・書換	1,900円	-	-	1,900円
	船員手帳の訂正	430円	-	-	430円
	船員雇入契約の公認	430円	-	-	430円
一般廃棄物	一般処理廃棄物処理業許可証	2,000円	2,060円	4,000円	2,000円
	一般処理廃棄物処理業許可証の再交付	500円	515円	2,000円	500円
	一般処理廃棄物処理業変更許可書	2,000円	-	4,000円	2,000円
浄化槽	浄化槽清掃業許可証	3,500円	3,600円	6,000円	3,500円
	浄化槽清掃業許可証の再交付	1,000円	1,030円	3,000円	1,000円
地積図等	公図、地積図、集成図の複写	300円	300円	300円	300円
	図根三角・多角点網図の複写	500円	-	-	500円
	図根三角点座標値の複写	1,000円	-	-	1,000円
	図根多角点座標値の複写	500円	-	-	500円
	三級基準座標値の複写	1,000円	-	-	1,000円

【住民・福祉部会】

項 目		現 況			具体的な調整内容
		豊後高田市	真玉町	香々地町	
地形図等 (つづき)	四級基準座標値の複写	500円	-	-	500円
	筆界点座標値の複写	500円	-	-	500円
	地積集成図の複写(A1)	400円	-	-	400円
	地積集成図の複写(A0)	600円	-	-	600円

議案第 26 号（合併協定項目第 21 号）

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いを次のとおり定めることについて、協議決定を求める。

平成 15 年 7 月 24 日提出

西高地域 1 市 2 町合併協議会
会長 永 松 博 文

慣行の取扱いについて

- 1 市章及び市旗については、新市の名称が決定後、調整し、新市において制定する。
- 2 市の木、市の花、市の歌、市の憲章、宣言、兄弟・姉妹都市及び表彰規程については、新市において調整する。
- 3 各種行事については、合併後、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。

協議項目	2 1 慣行の取扱いについて
協議会への提案内容	<p>1 市章及び市旗については、新市の名称が決定後、調整し、新市において制定する。</p> <p>2 市の木、市の花、市の歌、市の憲章、宣言、兄弟・姉妹都市及び表彰規定については、新市において調整する。</p> <p>3 各種行事については、合併後、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</p>
合併協定項目の説明	<p>市町村章、市町村の憲章・花・木、行事などの慣行については、地域の伝統文化との結びつきが強いものがあり、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しながら、その取扱いを協議する必要があります。</p> <p>最近の合併事例では、新市の市民として一体感の醸成を図るため、合併の前に、新市の開庁式典にあわせて市章（案）をあらかじめ決定し、新市発足と同時に制定している事例が多くみられます。</p>

項 目	現 況			具体的な調整内容
	豊後高田市	真玉町	香々地町	
1 市・町章、旗	<p>昭和40年7月1日制定</p> <p>高田城の家紋である重扇を中心として重扇の末広がり（限りなき繁栄）の意味と、8本の扇ぼねは8合併町村の協調を表し、その周囲にカタカナの「タカダ」を図案化して、豊後高田市を表徴しています。</p>	<p>昭和51年11月3日制定</p> <p>マの字を図案化し、円は町の円満を表わしてします。円よりつきだしたマの字は町の限りなき発展を象徴したものです。</p>	<p>昭和49年12月日制定</p> <p>合併前の旧香々地町、三重村、三浦村の町村名の頭文字である「香」、「三」を構図の素材にしてある。</p> <p>「三」を両翼に型取って町の今後の飛躍を動的に表現してある。</p> <p>「香」の形は香々地の地名のいわれと「香」の字の持つ美しさと気品を表現するため香炉ふうにしてある。</p>	<p>新市の名称が決定後、調整し、新市において制定する。</p>
2 市・町の木、花	<p>市木 ツツジ</p> <p>昭和52年11月3日制定</p> <p>市花 ツツジ</p> <p>昭和52年11月3日制定</p>	<p>町木 やまもも</p> <p>昭和51年11月3日制定</p> <p>町花 つばき</p> <p>昭和51年11月3日制定</p>	<p>町木 豊後梅</p> <p>昭和49年12月8日制定</p> <p>町花 豊後梅</p> <p>昭和49年12月8日制定</p>	<p>新市において調整する。</p>

【総務部会】

項 目	現 況			具体的な調整内容
	豊後高田市	真玉町	香々地町	
3 市・町の歌	このまちが好きです 【制定】平成元年10月1日制定	なし	なし	新市において調整する。
4 市・町の憲章	(豊後高田市民憲章) わたしたち豊後高田市民は 健康で生きがいのあるまちをつくれます 明るく思いやりのある市民になります 恵まれた自然と、のこされた文化をまもります 【制定】昭和52年11月3日	(真玉町高齢者憲章) 私たちは 高齢者が自らの手で心身ともに健康保持に努めることをあらゆる場面で支えます。 高齢者が多年にわたり社会の発展に寄与してきた知識、経験を大切にし、その活動の場を拡大します。 高齢者が明るく生きる源となる家庭をうるおいのある場所にします。 高齢者に対し温かく思いやりの心をもって共に生きるための地域社会をつくれます。 高齢者が心豊かに暮せるよう万全を尽くします。 【制定】平成2年7月5日	(香々地町高齢者憲章) 私たちは 高齢者が自らの手で心身ともに健康保持に努めることをあらゆる場面で支えます。 高齢者が多年にわたり社会の発展に寄与してきた知識、経験を大切にし、その活動の場を拡大します。 高齢者が明るく生きる源となる家庭をうるおいのある場所にします。 高齢者に対し温かく思いやりの心をもって共に生きるための地域社会をつくれます。 高齢者が心豊かに暮せるよう万全を尽くします。 【制定】平成2年3月14日	新市において調整する。
5 宣言	明るい選挙宣言都市 昭和39年3月14日決議 非核平和宣言都市 昭和59年9月28日決議	なし	なし	新市において調整する。
6 兄弟・姉妹市町	兄弟都市 長崎県島原市 昭和44年4月25日提携	姉妹都市 大分県犬飼町 平成年5年7月5日提携	なし	新市において調整する。

【総務部会】

項 目	現 況			具体的な調整内容
	豊後高田市	真玉町	香々地町	
7 表彰	<p>豊後高田市名誉市民条例 昭和41年9月12日施行 2名(現存者なし)</p> <p>豊後高田市民栄誉賞 平成12年10月2日施行 2(1名+1団体) (現存者:1名+1団体)</p> <p>豊後高田市表彰規程 昭和30年8月1日施行</p>	<p>真玉町名誉町民条例 昭和41年3月18日施行 2名(現存者なし)</p> <p>真玉町功労者表彰規程 平成12年12月14日施行</p> <p>真玉町功労者表彰事務取扱手続要綱 平成12年12月14日施行</p>	<p>香々地町名誉町民条例 昭和62年5月9日施行 2名(現存者なし)</p> <p>香々地町表彰条例 昭和39年9月17日施行</p> <p>香々地町表彰規則 昭和39年9月17日施行</p>	<p>新市において調整する。</p>
8 各種行事 (歴史的伝統行事や観光イベント等は、商工観光関係事業その他の合併協定項目で調整します。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仏の里・昭和の町 豊後高田五月祭 ・ 高田観光盆踊り大会 ・ おおいた方言まるだし弁論大会 ・ SUN愛フェスタin豊後高田 (生涯学習推進大会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業文化祭 ・ 温泉祭り ・ 夕陽のコンサート ・ スポーツフェスタ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業文化祭 ・ 町民体育大会 ・ 夷谷仙境春祭り ・ 長崎鼻サマーフェスティバル 	<p>合併後、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</p>

議案第 27 号（合併協定項目第 27 - 3号）

情報公開業務の取扱いについて

情報公開業務の取扱いを次のとおり定めることについて、協議決定を求める。

平成 15 年 7 月 24 日提出

西高地域 1 市 2 町合併協議会
会長 永 松 博 文

情報公開業務の取扱いについて

情報公開業務については、豊後高田市の例により統一する。

協議項目	27-3 情報公開業務の取扱いについて			
協議会への提案内容	情報公開業務については、豊後高田市の例により統一する。			
合併協定項目の説明	<p>情報公開とは、市が保有する情報の開示を請求する権利を住民に保障し行政事務の透明性を確保することで、住民参加によるまちづくりを推進し、地方自治の本旨に則った公正で民主的な市政の実現を目的としています。</p> <p>また、平成13年4月1日から「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が施行されたことにより、新市においても情報公開制度を制定する必要があります。</p>			
項 目	現 況			具体的な調整内容
	豊後高田市	真玉町	香々地町	
1 関係条例等	<p>豊後高田市情報公開条例</p> <p>(1)公文書の定義 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び磁気テープその他これらに類するものから出力され、若しくは採録されたものであつて、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。</p> <p>(2)公開請求権者 市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 市内の事務所又は事業所に勤務する者 市内の学校に在学する者</p>	<p>真玉町情報公開条例</p> <p>(1)公文書の定義 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて決裁供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。</p> <p>(2)公開請求権者 町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 町内の事務所又は事業所に勤務する者 町内の学校に在学する者</p>	<p>香々地町情報公開条例</p> <p>(1)公文書の定義 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び磁氣的記録その他これらに類するものから出力され、若しくは採録されたものであつて、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。</p> <p>(2)公開請求権者 町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 町内の事務所又は事業所に勤務する者 町内の学校に在学する者</p>	<p>豊後高田市の例により統一する。</p>

項 目	現 況			具体的な調整内容
	豊後高田市	真玉町	香々地町	
1 関係条例等 つづき	<p>前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>(3)公開可否の決定期間 請求書を受理した日から起算して15日以内(60日延長可)</p> <p>(4)公文書の写しの交付に要する費用 市の保有する乾式複写機器を使用して写しの作成をする用紙(以下「複写用紙」という。)の大きさが、日本工業規格のA列三番(以下「A三判」という。)以下のもの 複写用紙の片面1枚につき10円を乗じて得た額 複写用紙の大きさが、A三判を超えるもの 複写用紙ごとに、その用紙のうちA三判の大きさに相当する部分を1枚(A三判の大きさに満たない部分が生じた場合もこれを1枚とする。)として算定した枚数に、片面1枚につき10円を乗じて得た額</p>	<p>前各号に掲げるもののほか実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>(3)公開可否の決定期間 公開請求を受理した日の翌日から起算して14日以内(60日延長可)</p> <p>(4)公文書の写しの交付に要する費用 複写する用紙の大きさが日本工業規格A列3判(以下「A3判」という。)以下のもの 複写する用紙の枚数に、白黒にあっては、枚(片面)につき10円、カラーにあっては、1枚(片面)につき100円を乗じて得た額 複写用紙の大きさが、A3判を超えるもの 複写用紙ごとに、その用紙のうちA三判の大きさに相当する部分を1枚(A3判の大きさに満たない部分が生じた場合もこれを一枚とする。)として算定した枚数に白黒にあっては、1枚(片面)につき10円、カラーにあっては、1枚(片面)につき100円を乗じて得た額</p>	<p>前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>(3)公開可否の決定期間 公開請求を受理した日の翌日から起算して14日以内(60日延長可)</p> <p>(4)公文書の写しの交付に要する費用 町の保有する乾式複写機器を使用して写しを作成した場合。 複写用紙の片面1枚につき10円を乗じて得た額 複写用紙の大きさが、A3判を超えるもの 取り決めていない。</p>	

【総務部会】

項 目	現 況			具体的な調整内容
	豊後高田市	真玉町	香々地町	
1 関係条例等 (つづき)	写しの送付に要する費用 実費	写しの送付に要する費用 実費	写しの送付に要する費用 実費	
2 附属機関 (1)名称 (2)委員数等 (3)委員報酬	豊後高田市情報公開審査会 5人(任期2年) 日額 4,800円	真玉町情報公開審査会 5人(任期2年) 日額 4,800円	香々地町情報公開審査会 5人(任期2年) 未定(委嘱できていないため)	豊後高田市及び真玉町の例により 統一する。
3 情報提供コーナー	情報公開室を設置	総務課に設置	未設置	豊後高田市の例による。
4 首長の資産の公開 (1)根拠法令 (2)目的	政治倫理の確立のための豊後高 田市長の資産等の公開に関する条 例、政治倫理の確立のための豊後 高田市長の資産等の公開に関する 条例施行規則 政治倫理の確立のための国会議 員の資産等の公開等に関する法律 第7条(地方公共団体における資 産等の公開)の規定に基づき、豊 後高田市長の資産等の公開に関し 必要な事項を定めるもの	政治倫理の確立のための真玉町 長の資産等の公開に関する条例、 真玉町長の資産等の公開に関する 条例施行規則 政治倫理の確立のための国会議 員の資産等の公開等に関する法律 第7条(地方公共団体における資 産等の公開)の規定に基づき、真 玉町長の資産等の公開に関し必要 な事項を定めるもの	政治倫理の確立のための香々地 町長の資産等の公開に関する条 例、香々地町長の資産等の公開に 関する規則 政治倫理の確立のための国会議 員の資産等の公開等に関する法律 第7条(地方公共団体における資 産等の公開)の規定に基づき、香 々地町長の資産等の公開に関し必 要な事項を定めるもの	豊後高田市の例により統一する。
5 個人情報保護制度	条例 なし 規則 豊後高田市電子計算組 織の管理運営に関する規則	条例 なし 規則 なし	条例 なし 規則 なし	豊後高田市の例による。 (豊後高田市が平成15年度中に制 定するので、その例に統一する。)

議案第 17 号（合併協定項目第 4 号）

新市の事務所の位置について（継続協議）

新市の事務所の位置を次のとおり定めることについて、協議決定を求める。

平成 15 年 6 月 26 日提出

西高地域 1 市 2 町合併協議会
会長 永 松 博 文

新市の事務所の位置について

- 1 新市の事務所の位置は、新庁舎を建設するまでの間、現在の豊後高田市役所の位置とする。
- 2 現在の豊後高田市役所を高田庁舎、真玉町役場を真玉庁舎、香々地町役場を香々地庁舎と呼称する。
- 3 新市において新庁舎を建設する場合には、その位置は、国道 213 号沿線を基準に検討する。

協議項目	4 新市の事務所の位置について		
協議会への提案内容	1 新市の事務所の位置は、 <u>新庁舎を建設するまでの間</u> 、現在の豊後高田市役所の位置とする。 2 現在の豊後高田市役所を高田庁舎、真玉町役場を真玉庁舎、香々地町役場を香々地庁舎と呼称する。 3 新市において新庁舎を建設する場合には、その位置は、国道213号沿線を基準に検討する。		
現 況			
豊後高田市	真玉町	香々地町	
豊後高田市役所 住 所 豊後高田市大字御玉114番地 敷地面積 8,474.80㎡ 延床面積 3,930.50㎡ (職員の一人あたり面積=19.27㎡(会議室を含む)) 議場面積 342.00㎡ (議員の一人あたり面積=19.00㎡) 竣 工 昭和43年3月 駐車場(来客用) 35台	真玉町役場 住 所 真玉町2144番地の12 敷地面積 3,350.29㎡ 延床面積 2,599.39㎡ (職員の一人あたり面積=43.32㎡(会議室を含む)) 議場面積 168.00㎡ (議員の一人あたり面積=14.00㎡) 竣 工 昭和62年3月 駐車場(来客用) 32台	香々地町役場 住 所 香々地町大字見目118番地 敷地面積 7,868.11㎡ 延床面積 2,222.05㎡ (職員の一人あたり面積=38.31㎡(会議室を含む)) 議場面積 135.00㎡ (議員の一人あたり面積=11.25㎡) 竣 工 昭和57年4月 駐車場(来客用) 26台	
参 考 法 令			
地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄) 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならない。 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。 第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。 【要旨】 支所と出張所の相違は、支所が市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味するものに対して、出張所はいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長というべきものである。			

次回協議会について

第7回協議会は、次のとおりです。

日時 平成15年8月25日（第4月曜日）午後2時から

場所 豊後高田市健康交流センター「花いろ」